

# 柵原吉井特別養護老人ホーム組合業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱

令和5年6月16日

訓令第41号

## (設置)

第1条 柵原吉井特別養護老人ホーム組合が発注する業務委託において、柵原吉井特別養護老人ホーム組合プロポーザル(業務委託)実施要綱(令和5年特養組合告示第7号。以下「要綱」という。)に定めるプロポーザル方式の実施に関し、その審査を厳正かつ公平に実施するため、要綱第10条の規定による柵原吉井特別養護老人ホーム組合業務委託プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。  
(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 実施要領に関すること。
- (2) 参加資格要件(公募型にあつては公募条件の設定、指名型にあつては参加者の選定)に関すること。
- (3) 評価の基本方針の設定に関すること。
- (4) 提案書等の審査及び候補者の特定に関すること。
- (5) その他受託候補者の特定に関し必要な事項に関すること。

## (組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員会の委員長は美咲町副町長を、委員は委員長が指名する者をもって充てる。

3 委員長が特に必要と認めるときは、発注担当者、有識者及び学識経験者を委員に充てることができる。

## (職務)

第4条 委員長は委員を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故あるときは、委員がその職務を代理することができる。

3 委員に事故あるときは、当該委員の指定した者がその職務を代理することができる。

## (会議)

第5条 委員の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は委員長と委員(前条第3項の規定により代理出席した者を含む。)の過半数が出席しなければ成立しないものとする。

3 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員長は必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

## (会議の特例)

第6条 委員長は、委員会を招集する時間的余裕のないときは、前条の規定にかかわ

らず、過半数以上の委員に回議する方法により、議決することができる。

- 2 前項の規定により議決した案件については、委員長は次の委員会に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第7条 委員長及び委員(第4条第3項の規定により代理出席した者を含む。)は、会議の内容及びその他職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(利害関係に関する申告等)

第8条 委員長及び委員(第4条第3項の規定により代理出席した者を含む。)は、要綱第18条に規定する提案者と利害関係を有する場合は、その旨を委員会へ申告しなければならない。

- 2 委員長及び委員は、提案者から故意の接触があった場合は、委員会へ通報しなければならない。

(審査結果の報告)

第9条 第5条に規定する会議は、非公開を原則とする。

- 2 委員会における審議の経過及び結果は、受託候補者の特定後に管理者に報告する。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、組合が処理する。

(部会)

第11条 必要がある場合は、いいなきの所掌する事務の一部を所掌させるために、委員会に部会を置くことができる。

(委任)

第12条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和5年6月16日組合訓令第41号)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。